

In depth

A look at current financial reporting issues

pwc

No. US2014-04
August 5, 2014

連結の新基準が公表間近

—予想される変更点のハイライト

目次

背景	1
主な規定	2
変動持分	3
適用除外	4
変動持分事業体	4
主たる受益者	6
関連当事者に係る タイプレーカー・テスト	7
次のステップ	9

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は 2014 年 7 月に連結プロジェクトに関する審議を終え、今後数か月のうちに最終基準を公表する見込みです。この新基準は、現行の連結ガイダンスの変更に対象を絞り、投資会社に与えられていた変動持分事業体 (VIE) ガイダンスに関する適用延期の経過措置を廃止するものです。新基準の主な目的は、アセット・マネージャーが自ら管理するファンドを連結する状況を限定することにあります。すべての業種における企業にとって、連結の結論および適用される開示要求事項が変わる可能性があります。パートナーシップや投資会社に関与する企業が最も影響を受ける可能性があります。新基準は、12 月決算の公開企業に対して 2016 年から適用され、早期適用も認められる予定です。

背景

.1 今回の連結プロジェクトの主な目的は、VIE ガイダンス (ASU2009-17 (旧 FAS167¹)) について、一定の要件を満たす投資会社の属性を有する事業体に対して提供されていた適用延期の経過措置 (ASU2010-10「連結」²) を廃止することにあります。

.2 ASU2009-17 の公表前は、VIE の連結ガイダンス (旧 FIN46(R)³) により、報告企業が VIE に対する変動持分を通じて当該 VIE の期待損失、期待残余利益、またはその両方にさらされている場合に、当該 VIE を連結する必要がありました。ASU2009-17 では、連結の判定が、リスク・経済価値アプローチから、(a) 支配 (すなわち、経済的業績に影響を及ぼす最も重要な活動を指図するパワー) および (b) 経済性に対するエクスポージャーの両方を考慮するモデルに変更されました。この変更による意図せざる結果として、多くのアセット・マネージャーが自ら管理する投資ファンドの連結を要求されることになり、実務者 (作成者および利用者も同様に) の多くが、この変更は有用な財務情報を提供することにはならないと考えました。その結果、FASB は ASU2010-10 を公表し、適用延期の経過措置の要件を満たす事業体に対して、リスク・経済価値アプローチを引き続き適用することを認めました。

.3 2011 年の後半、FASB は連結モデルにさらに修正を加え、適用延期の経過措置を廃止する公開草案を公表しました。FASB は本公開草案で、事業体の変動持分を有する意思決定者に対して、その意思決定の権限が本人と代理人のいずれの立場で用いられているかを判断するために、別個の判定を行うことを要求していました。通常、本人であれば事業体を連結し、代理人であれば事業体を連結しないこととなります。

¹ FASB 基準書 (FAS) 第 167 号「FASB 解釈書第 46 号 (改訂) の改訂」、FASB-ASC810「連結」

² 会計基準アップデート (ASU) 2010-10「連結 (トピック 810) : 特定の投資ファンドに係る修正」

³ FASB 解釈書 (FIN) 第 46 号 (2003 年 12 月改訂)「変動持分事業体の連結」

また本公開草案は、議決権持分事業体の支配の判定において、どの権利が実質的な「参加権」とみなされるかについても修正していました。

.4 FASB は、本公開草案に対するコメント・レターによるフィードバックに対応するため、再審議を行い、いくつかの変更を行いました。最も顕著な変更は、FASB が、本人か代理人かの判定を別個に要求することをやめ、代わりに、この本人・代理人の考え方を連結の判定におけるさまざまなステップに組込むことを選択したことです。例えば、FASB は、投資者がリミテッド・パートナーシップに対して保有する解任権、清算権または参加権の存在は、当該事業体が VIE に該当するかどうかを決定する要因になると結論付けました。これにより、事実上、より多くのリミテッド・パートナーシップが VIE とみなされることになります。さらに FASB は、費用対効果の観点から、議決権持分モデルにおける参加権の定義は変更しないことを最終的に決定しました。

PwC の見解

今回の変更は、資産運用業界の懸念に対処することを目的に整備されてきました。しかしながら、すべての業種における企業に、この変更の影響が及ぶ可能性があります。石油・ガス事業、運輸業および不動産業では、リミテッド・パートナーシップを利用しているため、さらに影響を受ける可能性があります(本資料パラグラフ 15 の「PwC の見解」を参照)。さらに、関連当事者に係るタイブレーカー・テスト(Tiebreaker Test)を適用しているあらゆる業種の企業にとっても、連結の結論が変わる可能性があります。

.5 FASB は 2014 年 7 月に再審議を終え、現在は最終基準を起草しているところです。新基準が公表されるまでは、すべての決定が暫定的なものであり、変更される可能性があります。PwC では、新基準の最終的な規定が大きく変わる場合には、本 *In depth* を更新する予定です。

主な規定

6. 新基準は、VIE の判定における、いくつかの領域に影響を及ぼすことが予想されます。新基準は、(a) 報告企業が変動持分を有しているかどうか、(b) 事業体が VIE と議決権持分事業体のいずれに該当するかどうか、および(c) どの関連当事者が事業体を連結するかについて、影響を及ぼす可能性があります。以下は、新基準による変更を 5 つの主な領域に分けて要約したものです。



PwC の見解

今回の変更は特定の業種に限定されていないため、すべての報告企業が、変動持分を保有する事業体の再評価を行う必要があるといえます。企業によっては、この再評価の手続きに時間がかかる可能性があります。特に、多くの VIE を有する企業や、これまで VIE に該当しなかったリミテッド・パートナーシップへの関与を有する企業、またはこれまで適用延期を行ってきた企業が考えられます。表示および開示の目的上、これらの関係を分析し、継続的にモニターするために、システム、プロセスおよび統制への変更が必要となる可能性があります。さらに、企業が新しい取引を開始する場合には、当該新ガイダンスに基づき連結の結論を検討する必要があります。

変動持分



.7 変動持分の概念に変更はありません。変動持分とは、報告企業に他の事業体の経済的リスクや経済価値に対する権利をもたらす経済的な取決めをいいます。報告企業は事業体に対する変動持分を有する場合にのみ、当該事業体が VIE に該当するかどうかを判定する必要があります。事業体に対して借入や資本持分を保有する場合のように、報告企業が変動持分を有していることが明確な場合もあります。他の持分（例えば契約）の場合には、変動持分が存在しているかどうかを決定するために判断が要求されます。

.8 変動持分の定義に変更はありませんが、新基準により、意思決定者に対する報酬が変動持分に該当するかどうかの判定が変更されます。現行では、意思決定者に対する報酬は、一定の要件 (ASC810-10-55-37 を参照) を満たす場合を除き、変動持分とみなされます。新基準ではその要件が緩和され、その結果、変動持分とみなされる報酬に関する取決めはより少なくなることになります。

.9 新たな連結の分析では、意思決定者に対する報酬が「市場に基づくもの (market-based)」であるかどうか、すなわち提供するサービスに係る努力および慣習の水準に見合っているかどうかに焦点を当てることとなります。当該報酬が市場に基づくものである場合、当該報酬に関する取決めは変動持分には該当しないこととなります。ただし、報告企業が、資本持分または他の変動持分も保有しており、それらが当該事業体の変動性のうちの軽微な金額を超えるものを吸収する場合には、変動持分に該当します。

.10 意思決定者への報酬に係る要件について、最も大きな変更の一つに、劣後性の検討の削除があります。現行では、意思決定者への報酬のうち、事業体の他の負債に劣後するものは、通常、変動持分に該当するものとされます。新基準では、この現行の要件、すなわち、報酬の「ほとんどすべて (substantially all)」が事業体の他の営業負債と同じか、または優先する順位でなければならないという要件が削除されることとなります。

PwC の見解

現行基準では、ローン担保証券 (CLO) を発行する事業体のマネージャーが市場に基づく 3 段階の報酬 (すなわち、優先報酬、劣後報酬および最劣後の成功報酬) を受け取っている場合、この 3 段階の報酬のうちの一部の報酬の劣後性により、通常、当該マネージャーはこの事業体に対する変動持分を有していることとなります。新基準では、マネージャーが事業体に対して他の持分を保有しておらず、報酬に関する取決めが「市場に基づくもの」であると明確に示すことができる場合には、当該マネージャーは事業体に対する変動持分を有していないこととなります。

適用除外



.11 新基準は、現行の VIE モデルの適用除外(ASC810-10-15)は変更しない予定ですが、特定のマネー・マーケット・ファンド(MMF)の持分保有者に対しては、新たな適用除外が設けられることになります。報告企業は、いずれの連結モデルを用いる場合であっても、これらの MMF の連結判定を免除されることになります。

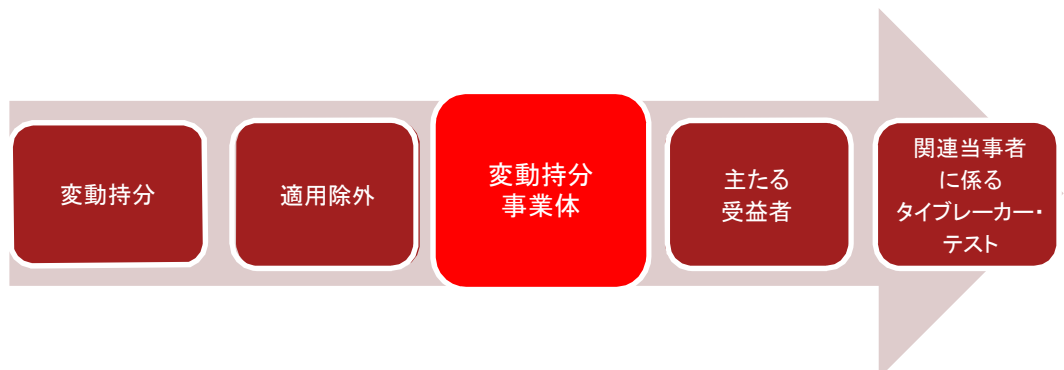
.12 1940 年投資顧問業法規則 2(a)-7 に基づき SEC に登録済みの MMF だけでなく、「類似」した未登録の MMF も同様に、適用除外とされる予定です。未登録の MMF が「類似」したものとみなされるには、その構造および目標とする成果が、登録済みの MMF と整合したものでなければなりません。その目的および設計が登録済みの MMF と整合している場合、構造は「類似」していることになります。また、登録済みの MMF と比較して、信用リスクのエクスポージャー、満期、および分散投資の相違がわずかである場合、目標とする成果は「類似」していることになります。

.13 適用除外に適切な MMF のマネージャーには、追加の開示の提供が求められることになります。これには、財務諸表が表示されているすべての事業年度について MMF に提供された過去の財務的支援、および将来に財務的支援を提供するという明確な確約に関する情報が含まれます。

PwC の見解

この新たな適用除外は、MMF のマネージャーによる MMF の連結が、結果として意思決定に有用な財務情報を提供することにはならないという、利用者および作成者の懸念に応えるものです。FASB は、MMF の普及や規模を考慮し、適用除外が、他のすべての事業体に意図せざる結果をもたらすことなく、これらの懸念に対応する、最も有効な手段であると決定しました。

変動持分事業体



.14 報告企業が事業体に対する変動持分を有しており、当該事業体が ASC810-10-15 の適用除外に資格でない場合、報告企業は当該事業体が VIE に該当するかどうかを評価する必要があります。VIE の特徴 (ASC810-10-15-14 を参照) は変わりませんが、リミテッド・パートナーシップおよびそれに類似する事業体に対する追加の判定が要求される予定です。

.15 現行の VIE に係る規定では、リミテッド・パートナーシップにおいて、ジェネラル・パートナーが事業体の最も重要な活動に対するパワーを有しているが実質的な投資を行っていない場合に限り、通常、当該リミテッド・パートナーシップを VIE とみなします。一方、新基準では、ジェネラル・パートナーの持分投資の水準に関係なく、リミテッド・パートナーシップは VIE に該当することになります。ただし、実質的な解任権、清算権、もしくは参加権が、単一のリミテッド・パートナー、もしくはパートナー全員 (ジェネラル・パートナーおよびその関連当事者を含む) による単純過半数の議決のいずれかにより行使可能である場合は、VIE には該当しません。

PwC の見解

リミテッド・パートナーシップに関する多くの取決めでは、ジェネラル・パートナーに対して、パートナーシップの資本合計のうち 1% 以上の実質的な投資を行うことを求めています。そのため、現行のガイダンスでは、通常、これらのリミテッド・パートナーシップは議決権持分事業体に該当し、ASC810-20 (旧 EITF04-5) に基づき連結の評価が行われます。新基準の適用により、より多くのパートナーシップが VIE とみなされることが予想されます。これは、新たな要求事項では、パートナーシップを (VIE ではなく) 議決権持分事業体とみとすためには、単一のパートナーもしくはパートナー全員の単純過半数が、実質的な解任権、清算権、もしくは参加権を行使する能力を有していなければならないためです。

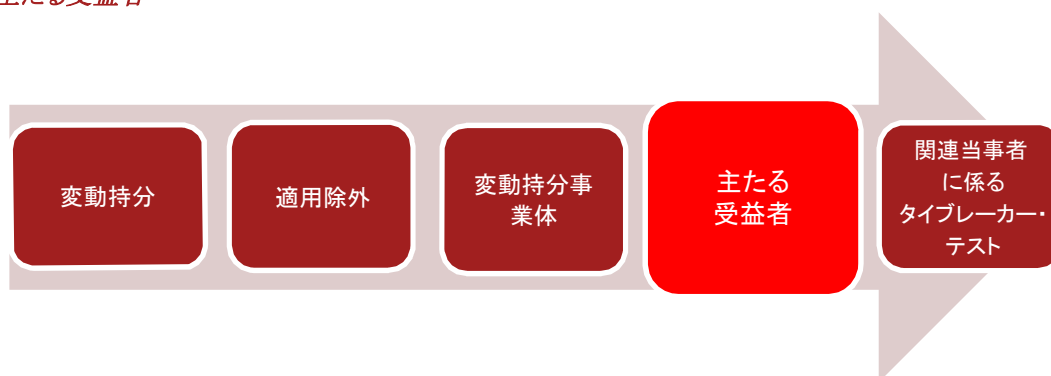
リミテッド・パートナーシップはさまざまな業種で利用されており、特に、資産運用業、石油・ガス事業、運輸業および不動産業で利用されています。VIE モデルの適用により最終的な連結の結論が変わらない場合であっても、追加の分析が必要となり、さらには、追加の開示が必要になる点が重要といえます。

.16 議決権モデルに基づきパートナーシップの連結判定を行う現行のモデル (ASC810-20) は、削除されることになります。これには、ジェネラル・パートナーは事業体を支配しているという推定規定も含まれます。したがって、VIE に該当しないリミテッド・パートナーシップは、通常の会社に適用される議決権モデルと同じモデルに基づき、連結の判定を行うことが必要となります。当該議決権モデルでは、過半数の議決権の保有者が事業体を支配しているとみなされます。ただし、少数株主が、通常の事業の過程で行われる一定の財務および営業に関する意思決定に参加できる実質的な参加権を保有している場合には、支配しているとはみなされないことになります。

PwC の見解

議決権モデルに基づくパートナーシップの評価に関する FASB の決定が、既存の議決権モデルに対する修正にどのように反映されるかはまだ明らかではありません。この論点に関する FASB の審議では、1 人以上の少数リミテッド・パートナーのみが保有する実質的な参加権がない限り、解任権または清算権の過半数を保有するジェネラル・パートナーが、事業体を支配しているとみなされる可能性が高いことを示唆しています。参加権は、その保有者に、反対するか、もしくは通常の事業の過程に関する意思決定に参加する権利を与えるのみであり、意思決定を主導する権利を与えるものではないため、参加権そのものが、事業体に対する支配を保有者に与えることはありません。

主たる受益者



.17 事業体の変動持分を有する報告企業が、事業体の経済的業績に影響を及ぼす最も重要な活動を指図するパワー(「パワー」)、および、潜在的に重要な便益を受ける権利もしくは潜在的に重要な損失を吸収する義務(「経済性」)のいずれも有する場合、当該報告企業がこの事業体を連結します。新基準では、この「経済性」の分析に影響を及ぼす2つの変更が行われています。

.18 1つ目の変更として、報告企業は、VIE に対して潜在的に重要な経済性を有しているかどうかを判定する際に、当該 VIE に対して保有する間接持分を、自ら保有する直接持分とともに分析に含めることが求められることとなります。この間接持分は、変動持分の保有者が、VIE の変動持分を保有する他の企業に対して経済的な持分を有している場合に存在することとなります。例えば、報告企業がある事業体の資本持分 40%を自ら有しており、その事業体が VIE に対して資本持分 20%を保有しているとします。その場合、VIE に対する有効な間接持分 8% (投資先に対する持分 40% × 投資先の VIE に対する保有持分 20%)を報告企業による潜在的に重要な経済性の分析に含めるという反証可能な推定が置かれることとなります。

PwC の見解

企業は、VIE に対する間接持分の変動を識別し算定するためのシステムおよびプロセスを導入する必要があります。投資者の数や投資金額が継続的に変動する事業体では、間接持分の割合の変更が頻繁に生じる可能性があります。例えば、持分法が適用される投資先が有するファンドの持分は、新規投資の実行や第三者による持分の償還の都度、絶えずその持分が変動する可能性があります。

主たる受益者の分析に際して、間接持分の全部の割合を含めるべきか、もしくは、持分割合や他の投資金額を一切含めるべきでないかの決定には判断が必要となります。分析に含めるべき間接持分の金額が明らかでなく、含めるべき適切な持分の決定に判断が必要となる場合もあります(例えば、持分法が適用される投資先に対して報告企業が優先株式を保有している場合など)。新基準では、反証可能な推定を覆すことが可能かどうかを判定する際に考慮すべき定性要因に関して、追加的なガイダンスが提供される予定です。

.19 2つ目の変更は、主たる受益者の分析に際して、「市場に基づく」報酬を通じて意思決定者が吸収する変動性の考慮が不要となる点です。他の変動持分を通じて意思決定者が吸収する経済性のみが考慮されることとなります。

.20 「市場に基づく」意思決定者の報酬の取決めは、潜在的に重要な経済性の分析からは除外されますが、パワーの分析から除外されることはありません。したがって、市場に基づく報酬を受ける意思決定者が依然として「パワー」を有しており、当該 VIE に対する他の潜在的に重要な変動持分を保有している場合には、当該 VIE を連結することとなります。

PwC の見解

これまで適用延期の経過措置に適合であった事業体は、新基準の適用により、この「パワー」および「経済性」による VIE の連結モデルを初めて適用することになります。意思決定者の経済的持分の水準が「潜在的に重要な (potentially significant)」ものかどうかの判定は、重要な判断が必要となる領域であり、発生の蓋然性に基づくのではなく、起こり得るすべてのシナリオを考慮することになります。

経済的持分の評価から「市場に基づく」報酬を除外することは、アセット・マネージャーに一定の救済措置を与えることになるといえます。ただし、ファンドによっては、その経済性の水準から、引き続き連結が必要となる場合もあります。FASB は再審議において、潜在的に重要な経済性の閾値を明確に定義するか、もしくは閾値を引き上げることを検討しましたが、実施には到りませんでした。現行の閾値を変更した場合、現在すでに VIE モデルを適用している企業は、広範囲の影響を受けることになったでしょう。

関連当事者に係るタイブレーカー・テスト



.21 関連当事者の存在は、VIE を連結する必要があるかどうかの判定において、その結論に重要な影響を及ぼす可能性があります。ここでいう関連当事者には、VIE ガイダンスにおいて「事実上の代理人」とみなされる関連当事者とともに、ASC850「関連当事者の開示」で定義されているものも含まれます。報告企業が単独では主たる受益者の特徴を有していない場合でも、その関連当事者と合わせて検討した場合に、当該関連当事者グループが主たる受益者の特徴を有することがあります。その場合、当該関連当事者グループのうち、VIE に対して「最も密接に関係している (most closely associated)」変動持分保有者を識別するために、「関連当事者に係るタイブレーカー・テスト」を実施します。VIE に最も密接に関係している当事者が、このタイブレーカー・テストの「勝者」となり、当該 VIE を連結することになります。

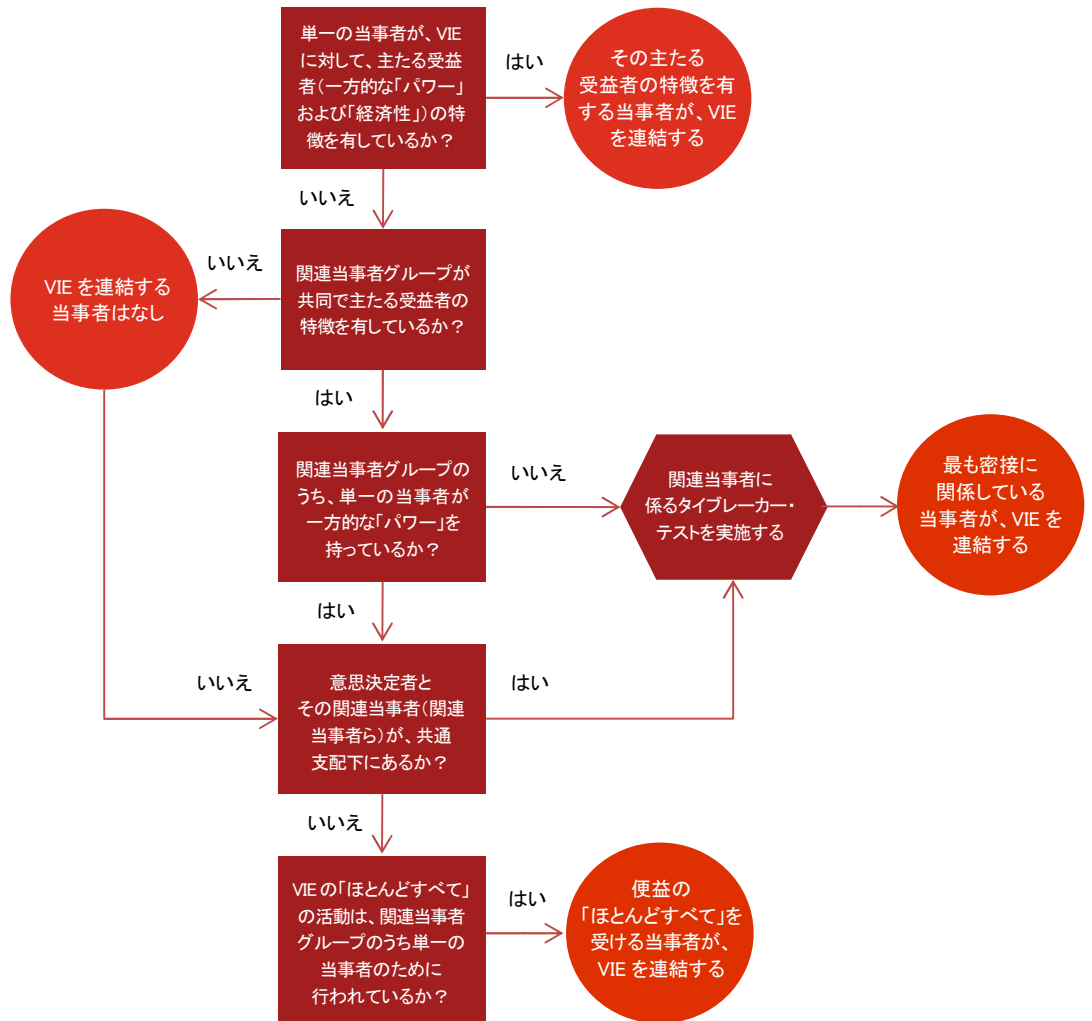
.22 新基準では、関連当事者に係るタイブレーカー・テストを実施する状況を限定する予定です。以下の 3 つの場合に、主たる受益者とみなされた関連当事者グループにおける変動持分保有者が、VIE の連結を求められることとなります。

- (1) 関連当事者グループのうち、一方的な「パワー」(パワーは共有されている)を有する単一の当事者が存在せず、VIE を連結する当事者を識別するために、タイブレーカー・テストを適用する必要がある場合
- (2) 関連当事者グループのうち、一方的な「パワー」を有する単一の当事者がいる場合で、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - (a) その当事者が関連当事者とともに共通支配下にあり、VIE を連結する当事者を識別するためにタイブレーカー・テストを適用する必要がある場合
 - (b) 「ほとんどすべて」の VIE の活動に、関連当事者グループのうちの単一の変動持分保有者が関与し、当該活動がその保有者のために実施されている場合。この場合、当該変動持分保有者が VIE を連結する必要がある。これは、事業体が「パワー」を有さない単一の投資者の便益のために明らかに設計されている場合に、他の当事者に議決権を留保させる不正な取決めに防止することを意図しています。

PwC の見解

FASB は、共通支配下の状況では、関連当事者に係るタイブレーカー・テストの適用により、VIE を中間レベル(すなわち、兄弟会社レベル)で連結すべきという考えを維持しました。これは、持分は企業集団内で裁量により、または恣意的に移動させることができるためです。しかしながら、議決権モデルにおいては、たとえ全体として最上位の親会社が支配的財務持分を有していたとしても、特定の報告企業が単独で支配的財務持分を有していない場合には、通常、中間レベルでの連結は求められません。

.23 以下に、関連当事者に適用される連結を決定するプロセスを説明しています。



PwC の見解

現在、関連当事者に係るタイブレーカー・テストを適用している VIE を有する報告企業は、この取扱いの変更を綿密に評価する必要があります。この変更により、新基準の適用後、報告企業もしくはその関連当事者が VIE の連結を中止する結果となる可能性があります。

次のステップ

.24 2014年の第4四半期後半に、この最終基準の公表が見込まれます。

.25 新基準は、公開会社については、2015年12月15日より後に開始する事業年度(および当該事業年度における期中)から、非公開会社については、2016年12月15日より後に開始する事業年度および2017年12月15日より後に開始する期中報告期間から適用される予定です。早期適用も認められます。

.26 新基準では、当該変更について、修正遡及または完全遡及による方法の適用を報告企業に認めています。経過措置は、ASU2009-17「連結」に含まれているものと概ね整合するよう意図されています。当該経過措置の概要は以下のとおりです。

- 新基準の適用により初めて連結される事業体は、新基準の規定をこれまでずっと適用してきたかのように帳簿価額を算定し、それに基づき資産および負債を適用日時点で認識することになります。当該事業体の個別の資産および負債の帳簿価額を算定することが実務上可能ではない場合は、適用日時点の公正価値を用いることになります。
- 新基準の適用により連結の中止となる事業体は、新基準の規定をこれまでずっと適用してきたかのように、保有持分の帳簿価額を算定する必要があります。
- 報告企業の貸借対照表に追加された、または除外された事業体の資産および負債の純額と、保有持分との間の差額は、累積的影響額の修正として、利益剰余金に計上されることになります。

質問

本*In depth*に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本*In depth*に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの企業結合チーム(1-973-236-7801)までお問い合わせください。

© 2014 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors. To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.